

はじめに

「住みなれた地域で、安心して暮らし続けたい。」これは誰もが望んでいることです。本市が第6次総合基本計画でめざす「ともに支え合い健やかに暮らせるまち」や第3期障害者計画の基本理念である「その人らしく自立して暮らせる共生のまち」は、障害のある人も障害のない人も誰もが分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら暮らせる「共生社会」実現のための本市のまちづくりの基本方向と市民共同の目標を示したものです。

我が国では、障害者権利条約への批准手続きをすすめるため、この間、障害者基本法をはじめとした国内法の改正や障害者差別解消法を新たに整備するなど、障害者施策の基本理念を「福祉」から「権利保障」への考え方に転換し、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の拡充をすすめ、バリアフリー法などによる障害者・高齢者などにやさしい安全・安心のまちづくりがすすめられてきました。

本市では、限られた財源の中で「選択と集中」により諸施策の見直しをすすめつつ、国や大阪府との連携を図りながら誰もが安心して暮らし続けられるためのまちづくり施策を展開してきました。

このたび、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方を踏まえながら、本市における障害者（児）の現状とニーズ、障害福祉をはじめとした諸施策の実施状況を評価し、新たな成果目標や「(仮称)手話言語条例」の制定などの課題を盛り込んだ「第3期障害者計画（後期計画）」「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

市民の皆様におかれましては、この計画の趣旨等をご理解のうえ、本市の施策の推進にあたり、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました羽曳野市障害者施策推進審議会委員の皆様、アンケート調査や団体・事業所調査、パブリックコメントにご協力いただいた市民・団体・事業者の皆様にお礼申し上げます。

平成30年3月

羽曳野市長 北川 嗣雄